

香南市建設工事競争入札心得

(趣旨)

第1条 香南市発注の建設工事及び建設工事に関係する委託業務における一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、香南市財務規則（平成18年規則第43号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(入札参加者の資格)

第2条 競争入札に参加できる者（以下「入札参加者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 一般競争入札においては、入札参加資格が有るとの通知を受けた者
 - (2) 一般競争入札のうち、入札後に入札参加資格の確認審査を行うもの（以下「事後審査方式一般競争入札」という。）においては、入札前に入札参加資格無しとの通知を受けなかった者
 - (3) 指名競争入札においては、指名通知を受けた者
- 2 事後審査方式一般競争入札において、入札参加者及びその配置予定技術者の実績に関する事項（次項において「施工実績に関する事項」という。）の入札参加資格については開札後1週間（閉庁日を含む。）以内に審査し、資格を有しない者には失格通知を行うものとする。
- 3 事後審査方式一般競争入札において、施工実績に関する事項以外の入札参加資格は入札参加資格申請期限後入札前に審査し、資格を有しない者には入札日の5日（閉庁日を含む。）前までに入札参加資格無しの通知を行うものとする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、入札執行前に規則第88条（規則第104条において準用する場合を含む。）の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第88条（規則第104条において準用する場合を含む。）の規定により免除された場合は、この限りではない。

(入札の方法等)

- 第4条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書、設計書、図面その他入札毎に定める契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。ただし、入札の方法その他について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- 2 入札者は、指定の日時及び場所に赴き、入札に参加しなければならない。
 - 3 代理人による入札のときは、委任状を入札執行者に提出し、その確認を受けた後でなければ、入札書を投かんすることはできない。
 - 4 第13条第1項の入札において提出を規定する見積内訳書については、その作成権限を代理人に委任することはできない。
 - 5 入札者は、入札執行者の指定する場所に待機しなければならない。無断で指定する場所

を離れた者、入札時間帯に入札しない者は、入札を辞退したものとして取り扱う。

- 6 入札執行中は、入札者間の私語及び放言並びに携帯電話等での外部との連絡を禁ずる。指示に従わないときは、入札書投かん後であっても入札の辞退があったものとして取り扱うことがある。
- 7 入札公告等において認められている場合には、次に掲げるところにより、郵便等により入札することができる。
 - (1) 入札書は、入札件名（工事（業務）名及び工事（業務）番号）、入札日時及び氏名（法人の場合は商号、名称。）を記載した封筒に入れ、これを封かんする。
 - (2) (1)の封筒をさらに別の封筒に入れ、これを封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きし、書留により入札期日の前日までに必着するよう郵送する。

（入札の基本的事項）

- 第5条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を別記第1号様式による入札書に記載して入札しなければならない。
- 2 入札書の金額は、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額はないものとして取り扱う。
 - 3 入札書の記載事項のうち、金額については訂正することができない。
 - 4 前項に定める入札書の記載事項以外について訂正したときは、訂正箇所又は入札書の余白に押印し、訂正その他の必要事項を記載しなければならない。
 - 5 前条第7項の規定による郵便等による入札にあつては、入札執行者がその場で開封して入札書を入札箱に投かんし、他の入札書と併せて開札する。
 - 6 入札者は、いったん投かんされた入札書について、取替え又は訂正をすることができない。
 - 7 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 一般競争入札において、当該公告における入札参加資格要件を満たす申請者がいないとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者がいないとき）
 - (2) 指名競争入札において、入札の辞退等により入札者が1者となったとき
 - (3) すべての入札において、入札参加者が1者もいなくなったとき
 - 8 一般競争入札においては、入札参加資格確認通知書で入札参加を認めた者が1者でもあるとき（事後審査方式一般競争入札にあつては、入札参加者が1者でもあるとき）は、入札を行う。

（公正な入札の確保）

- 第6条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（工事費内訳書）

- 第6条の2 建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札並びに低入札価格調査制度を適用する建設工事に係る一般競争入札（以下「工事費内訳書提出対象の競争入札」という。）

において、入札参加者は、入札金額に係る積算の内訳を明らかにした工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）を別に定めるところにより作成し、入札書に併せて提出しなければならない。

- 2 工事費内訳書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式に記載すべき事項が記載されておれば、別様式でも可とする。

（入札の取りやめ等）

第7条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取りやめ、又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。

- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき
- (2) 入札者が談合し、又は不穏な行動をする等、入札を公正に執行することができないと認められるとき

（入札の辞退）

第8条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも辞退することができる。

- 2 入札者が入札を辞退するときは、その旨を次に掲げる方法により申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、別記第3号様式による入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）する。
 - (2) 入札執行中にあつては、前号の入札辞退届又はその旨を記載した入札書を入札執行者に直接提出することを原則とし、口頭による場合はその旨を入札執行者及び立会人の双方に告げて確認を受ける。
- 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

（無効の入札）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。

- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は、入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
- (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
- (3) 入札の金額を訂正した入札又は金額未記入の入札書
- (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書

（失格の入札）

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札をした場合
- (2) 委任状を持参しない代理人が入札をした場合
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第3条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）が入札をした場合
- (4) 同一事項の入札について他の入札の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者の代理をした者が入札をした場合

- (5) 所定の入札箱に投かんしなかった場合
- (6) 予定価格を上回る入札書記載金額の入札をした場合
- (7) 最低制限価格を下回る入札書記載金額の入札をした場合
- (8) 第15条のくじに参加しない場合
- (9) 明らかに談合によると認められる入札をした場合
- (10) 工事費内訳書提出対象の競争入札において、工事費内訳書を提出していない場合（工事費内訳書と入札書記載の工事名又は工事番号が異なる、工事費内訳書記載の合計金額と入札金額が一致しない等により、当該入札案件のものと特定できない場合（軽微な誤りである場合は除く。）を含む。）

2 前項第6号に該当する入札を行った入札者は、入札終了後速やかに、事前公表されているにもかかわらずその価格で入札を行った理由書を提出しなければならない。

3 第13条の規定による入札に関して、次の各号のいずれかに該当する入札者は失格とする。

- (1) 同条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により契約を締結することが適当でないとされたとき（第13条第1項に規定する見積内訳書の提出がなかったときを含む。）
- (2) 同条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の調査に協力しないと認められるとき
- (3) 第16条第3項の規定により当該入札時に届け出た配置予定技術者を別の建設工事競争入札参加のための配置予定技術者として届け出てその入札を落札し、当該配置予定技術者の配置ができなくなったとき

（予定価格事後公表時の特例）

第10条の2 別に定めるところにより予定価格を事後公表とする競争入札において、予定価格を上回る入札書記載金額の入札をした者は、前条第1項第6号の規定にかかわらず失格とせず、第9条第4号の規定により当該入札書の無効とする。また、この場合には、前条第2項の規定は適用しない。

（落札者の決定方法）

第11条 次条による場合を除き、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とするができる。

（最低制限価格を設けた場合等の落札者の決定方法）

第12条 当該内容に適合した契約の履行を確保するため、あらかじめ最低制限価格を設けた

ときは、予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10第1項及び同条第2項の規定により予定価格と最低制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者（事後審査方式一般競争入札にあつては、事後審査において入札参加資格を有すると認められた者に限る。）を落札者とする事ができる。

- 2 政令第167条の10の2第1項を適用した一般競争入札（以下「総合評価方式」という。）の落札者は、入札者の価格以外にその施工能力、配置予定技術者の能力その他当該工事（業務）の施工（実施）に必要と認められる事項の評価を入札価格と併せて算定された評価値が最も高く、かつ、入札価格が予定価格の範囲内である者とする。ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、政令第167条の10の2第2項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最も評価値の高い者を落札者とする事ができる。
- 3 総合評価方式においては、事後審査方式一般競争入札とすることができない。

（調査基準価格を設けた場合の落札者の決定方法）

- 第13条 調査基準価格を設定し、契約締結の可否を調査のうえ落札者を決定する一般競争入札において、当該調査基準価格を下回る入札を行った者は別記第4号様式による見積内訳書その場で提出しなければならず、調査の結果当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき（見積内訳書の内容が別に定める失格基準に該当する場合を含む。）、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあつて著しく不相当と認められるときは、政令第167条の10第1項の規定により予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みした者を落札者とする。
- 2 調査基準価格を下回る価格の入札を行った者は、契約担当者等の行う調査に協力するものとし、調査資料の作成を指示されたときは、その指示された日までに当該資料を契約担当者に提出しなければならない。
 - 3 調査基準価格を下回る価格の入札が行われ最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査を実施する順番を決定する。
 - 4 第1項において、予定価格の範囲内で、かつ調査基準価格以上の入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者が2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて調査基準価格を下回る価格で入札した者が第10条第3項第1号の規定により失格となったときに契約を締結する者を決定する。
 - 5 前項までの規定は、総合評価方式において調査基準価格を設定する場合に準用する。ただし、第1項中「政令第167条の10第1項の規定により」とあるのは「政令第167条の10の2第2項の規定により」と、「最低の価格をもって申込みした者」とあるのは「評価値

が最高点となった者」と、第3項及び前項中「最低の価格で入札した者」とあるのは「評価値が最高点となった者」と読み替えるものとする。

- 6 本条において落札決定の後に第19条第2項又は第20条第2項の事由に該当し、落札決定を取り消したときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格の入札を行った（総合評価方式においては評価値が最高点となった）者（以下この項において「次順位者」という。）を落札者として決定する。ただし、当該次順位者を落札者とした後さらに落札決定を取り消すときには、改めて入札を行い落札者を決定しなければならない。

（落札宣言）

第14条 第11条から前条までにおいて落札となる入札があったときは、工事（業務）番号又は工事（業務）名、入札書記載金額に100分の8を加算した金額で落札した旨及び落札者を宣言して決定する。

- 2 総合評価方式において落札となる入札があったときは、前項の規定によるほか当該落札者の評価点及び評価値を宣言しなければならない。

（同額等の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定方法）

第15条 落札となるべき同額の入札をした者（総合評価方式においては評価値が同じ者）が、2者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者（事後審査方式一般競争入札にあっては、事後審査で入札参加資格要件有りと認められた場合に落札者となる者）を決定する。入札者は、当該くじへの参加を辞退することができない。くじへの参加を辞退する者は、第10条第1項第8号により失格とするとともに、落札したにもかかわらず契約締結を辞退したものとして取り扱う。

- 2 前項の規定は、第13条第3項及び第4項のくじ引きに準用する。

（入札の保留）

第16条 事後審査方式一般競争入札によるとき又は調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき、その他やむを得ない事情があるときは、入札を保留する。

- 2 前項により入札の保留を行ったときは、速やかにその対応を決定し、すべての入札参加者に通知しなければならない。ただし、事後審査方式一般競争入札にあっては、第11条又は第12条第1項により落札者とすべき者で第2条第2項の入札後の審査において入札参加資格有りとされた者には、別記第5号様式による落札決定通知を、入札参加資格無しとされた者には、別記第6号様式による失格通知を行わなければならない。

- 3 第1項において、調査基準価格を下回る入札が行われて入札の保留となったときは、調査基準価格を下回る入札を行った者又は第13条第1項の見積内訳書により失格となった者を除く入札参加者は、当該入札にあたって提出した配置予定技術者届出書等に記載した技術者を別の建設工事競争入札の配置予定技術者として届け出ることができる。

（再度入札）

第17条 開札の結果落札となるべき入札がないとき（事後審査方式一般競争入札にあっては、

第2条第2項の開札後に審査するべき入札がないときは、前条の規定による場合を除き直ちに再度の入札を行う。ただし、指名競争入札において再度入札を行う前に入札の辞退等により入札者が1者となったときは、この限りではない。

- 2 郵便等による入札を行い開札に立ち会わない者がいるときは、再度入札は日時を新たに決定して行わなければならない。
- 3 再度入札は、2回（初度入札を含め3回）まで行う。
- 4 再度入札においてその前回の入札の最低価格以上の入札を行った者は、入札辞退の意思があったものとみなす。
- 5 次の各号のいずれかに該当する入札者は、再度入札に参加することができない。
 - (1) 入札を辞退した者
 - (2) 入札辞退として取り扱われた者
 - (3) 入札の結果失格となった者

(更改入札等)

第18条 入札不調（第5条第7項の規定により入札が行われなかった場合（以下この条において「入札不成立」という。）及び前条の規定によっても落札者が得られない場合をいう。）の場合は、次のとおり公告又は指名を改めて行うことにより同一工事（業務）に係る入札を行う（以下「更改入札」という。）。

- (1) 一般競争入札
入札参加資格要件の見直しが可能なときは、当該要件を見直したうえで改めて公告し更改入札を行う。
- (2) 指名競争入札
新たに別の入札参加者を指名して更改入札を行う。ただし、第5条第7項第2号による入札不成立の場合には、当該入札者を再指名することを妨げない。
- 2 前項の規定により更改入札を行っても落札者が得られないとき又は更改入札を行うことが困難なときは、次の者と政令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約の見積合わせを行う。
 - (1) 入札参加者が1者しかなく入札不成立であった場合は、当該入札参加者
 - (2) 入札参加者が1者もなく入札不成立であった場合は、当該入札に係る事業を遂行できると認められる者
 - (3) 入札は行われたが落札者が得られなかった場合は、当初入札及び更改入札（再度入札が行われた場合は、当該再度入札を含む。）を通じて最低価格（第12条第1項においては同項において規定する範囲内の価格のうち最低価格、総合評価方式においては最高の評価値）の入札者
- 3 前項の随意契約における予定価格調書は、その入札不調となった入札の予定価格調書によらなければならない。

(契約書の提出等)

第19条 落札者は、落札決定の日から10日（閉庁日を含む。）以内に交付された契約書の案に記名押印し、契約担当機関に提出しなければならない。ただし、契約当事者が別途その

期日について定めた場合はこの限りではない。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないとき又は当該落札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときは落札決定を取り消し、第11条から第13条までの規定により新たに落札者を決定する。
- 3 前項において、開札が行われた日から15日（閉庁日を含む。）以降に落札決定を取り消したときは、第13条第6項の規定による場合を除き、改めて入札を行い落札者を決定しなければならない。
- 4 第2項及び前項の規定は、事後審査方式一般競争入札の事後審査において入札参加資格無しとしたとき落札者を決定する場合に準用する。

（現場代理人・技術者届等）

第20条 落札者は、契約の締結に際し、別に定める現場代理人・技術者届を提出しなければならない。

- 2 現場代理人の常駐及び技術者の専任配置等に関して、契約内容や建設業法（昭和24年法律第100号）に違反すると認められるときは、政令第167条の10第1項又は政令第167条の10の2第2項の規定により落札決定を取り消す。一般競争入札においては、第1項の届出でその入札の参加申請時に届け出た配置予定技術者を理由なく変更したときも同様とする。
- 3 前項において落札決定を取り消したときの落札者の決定は、前条第2項及び第3項の規定を準用する。
- 4 前3項の規定は、委託業務において技術者の届出が必要な場合に準用する。

（契約の保証金）

第21条 落札者は、契約の締結に際し、規則第110条の契約の保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第111条の規定により免除された場合又は規則第112条第1項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約の保証金の免除（規則第111条第6号による場合を除く。）又は契約の保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（議会議決案件の契約の確定）

第22条 議会の議決が必要な契約においては落札者といったん附帯条件付の仮契約を締結し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年条例第49号）の規定により議会の議決を経た後に市長が効力発生通知を行うことにより、本契約として確定する。

（異議の申立て）

第23条 入札者は、入札後この心得、仕様書、設計書、図面その他入札毎にあらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(入札記録)

第24条 入札結果は、別記第7号様式による入札記録にとりまとめて公表する。

附 則

(施行期日等)

1 この心得は、平成21年3月13日から施行する。

(他の心得の廃止)

2 「香南市指名競争入札心得」(平成18年3月1日施行)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成26年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この心得は、平成27年4月1日から施行する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条関係）

平成 年 月 日

香南市長

様

住 所

氏 名

印

入 札 書

入札の諸条件を承諾のうえ下記のとおり入札します。

（単位：円）

金 額					
(工事番号) 工事名	(第 号)				

- 備考 1 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職氏名を記入すること。
- 2 代理入札の場合は、委任者の住所及び氏名の下に「代理人」の表示をしてその者の住所及び氏名を記入し押印すること。
- 3 入札金額の数字の頭には¥を冠し、契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を記載すること。

別 記

第 2 号様式（第 6 条の 2 関係）

平成 年 月 日

香南市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

工事費内訳書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)						
直接工事費計							
共通仮設費計							
純工事費計							
現場管理費							
工事原価計							
一般管理費等							
工事価格							
合 計							

- 備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別に対応するものとし、その金額を表示すること。

別 記

第 2 号様式（第 6 条の 2 関係）（記載例）

平成 年 月 日

香南市長 様

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

工事費内訳書

工 事 番 号	〇〇第 号
工 事 名	〇〇道路改良工事

工 種 等	見 積 金 額 (円)										
道路改良					x	x	x	x	x	x	x
道路土工						x	x	x	x	x	x
掘削工						x	x	x	x	x	x
掘削（土砂）						x	x	x	x	x	x
掘削（軟岩）						x	x	x	x	x	x
路体盛土工						x	x	x	x	x	x
路体盛土（流用土）							x	x	x	x	x
路体盛土（発生土）						x	x	x	x	x	x
擁壁工						x	x	x	x	x	x
場所打擁壁工（構造物単位）						x	x	x	x	x	x
小型擁壁							x	x	x	x	x
重力式擁壁							x	x	x	x	x
もたれ式擁壁							x	x	x	x	x
仮設工							x	x	x	x	x
防護施設工							x	x	x	x	x
切土（発破）防護柵							x	x	x	x	x
直接工事費計						x	x	x	x	x	x
共通仮設費計							x	x	x	x	x
純工事費計						x	x	x	x	x	x
現場管理費							x	x	x	x	x
工事原価計						x	x	x	x	x	x
一般管理費等							x	x	x	x	x
工事価格						x	x	x	x	x	x
合 計						x	x	x	x	x	x

- 備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別に対応するものとし、その金額を表示すること。

別 記

第 2 号様式（第 6 条の 2 関係）（建築記載例）

平成 年 月 日

香南市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

工事費内訳書

工 事 番 号	〇〇第 号
工 事 名	〇〇建築主体工事

工 種 等	見 積 金 額 (円)											
A 共通仮設費						x	x	x	x	x	x	x
B 〇〇整備工事						x	x	x	x	x	x	x
C 〇〇工事							x	x	x	x	x	x
B + C						x	x	x	x	x	x	x
小計 A + B + C						x	x	x	x	x	x	x
D 現場管理費							x	x	x	x	x	x
合計 A + B + C + D						x	x	x	x	x	x	x
E 一般管理費							x	x	x	x	x	x
総計 A + B + C + D + E						x	x	x	x	x	x	x
合 計						x	x	x	x	x	x	x

備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。

2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。

3 工種等は、設計書に掲げる各工種、種別及び細別に対応するものとし、その金額を表示すること。

別 記

第 3 号様式（第 8 条関係）

入 札 辞 退 届

件 名

上記について、都合により入札を辞退します。

平成 年 月 日

香南市長

様

住 所

氏 名

印

- 備考 1 「件名」には工事（業務）名及び工事（業務）番号を記入すること。
2 法人の場合にあっては、住所及び氏名は、所在地、商号又は名称及び代表者の職名を記入すること。
3 代理人が入札辞退届を提出する場合にあっては、委任状を添付すること。

別 記

第 4 号様式（第 13 条関係）

平成 年 月 日

香南市長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

見積内訳書

工 事 番 号	第 号
工 事 名	

工 種 等	見 積 金 額 (円)									
直接工事費計										
共通仮設費計										
現場管理費										
一般管理費										
合 計										

- 備考 1 「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」、「一般管理費」の内訳は、土木工事標準積算基準又は公共建築工事積算基準の項目及び内容によること。
- 2 見積金額はすべて税抜きであり、合計は入札書記載金額と一致すること。
- 3 本書の作成は代理人に委任することはできないこと。

第 号
平成 年 月 日

様

香南市長

落札決定通知書

入札参加資格事後審査のため落札決定を保留していた下記の工事の入札については、審査の結果あなたを落札者とすることに決定したので通知します。

つきましては、平成 年 月 日までに契約書（案）を提出してください。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 契約担当者 香南市 ○○課 ○○係

職・氏名

TEL

第 号
平成 年 月 日

様

香南市長

入札失格通知書

入札参加資格事後審査のため落札決定を保留していた下記の工事の入札については、審査の結果あなたを失格とし、契約を締結しないことに決定したので通知します。

なお、入札参加資格を満たさないとされたことに不服がある場合には、入札公告に定めるところによりその理由について説明を求めることができます。

記

1 工 事 番 号

2 工 事 名

3 失 格 理 由

4 契約担当者 香南市 ○○課 ○○係
職・氏名
TEL

別 記

第7号様式（第24条関係）

入 札 記 録

工 事 番 号					
工 事 名					
工 事 場 所	香南市				
入 札 区 分					
入 札 日 時					
入 札 場 所					
入 札 担 当 者					
立 会 人					
予定価格(税抜)			最低制限価格(税抜)		
商号又は名称	委任状	第1回	第2回	第3回	備 考
備 考					